

常盤平訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団ときわ会が開設する常盤平訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為人員及び管理運営に関する事項を定めステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療法を継続的に支援する。
2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 常盤平訪問看護ステーション
所在地 〒270-2261 松戸市常盤平7丁目5番地2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 看護師1名
管理者は、ステーション従事者の管理及び指定訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
看護職員 看護師等2.5名以上
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、12月29日より1月3日までを除く
営業時間 月曜日から土曜日 午前8時45分から午後5時15分
電話等で、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等日常生活の世話

- 4 リハビリテーション
- 5 ターミナルケア
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 褥瘡の予防・処置
- 10 その他医師の指示による医療処置

- 第7条 1 指定訪問看護を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法廷代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。（厚生労働大臣が定める基準 介護報酬告知は事業所に見やすい場所に掲示すること。）
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、公共の交通費に準じることとする。
- 3 死後の処置料は2万円とする。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を請けることとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第8条 通常の事業の実施地域は、松戸市とする。

（緊急時における対処方法）

- 第9条 1 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（その他の運営についての留意事項）

- 第10条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会をつぎのとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 1 採用時研修 採用後3ヶ月
継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用計画の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団ときわ会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 第11条 訪問看護ステーションは利用者の人権擁護、虐待の発生又はその発生を防止するために次に掲げる措置を行う。
- 1 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果に従業者に周知徹底を行う。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。

- 3 事業所内において従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催する。
- 4 上記措置を適切に実施するため担当者を設置する。

附則

この規定は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。